

2025年1月8日

USEN 少額短期保険株式会社

令和6年12月28日からの大雪による災害により被害を受けられた皆さまへ

令和6年12月28日からの大雪等による被害を受けられた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2025年1月8日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
青森県	青森市（あおもりし）、弘前市（ひろさきし）、黒石市（くろいしし）、五所川原市（ごしょがわらし）、平川市（ひらかわし）、南津軽郡藤崎町（みなみつがるぐんふじさきまち）、南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち）、南津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら）、北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち）、北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）	1月4日